

4時間で学ぶ！「労働時間」の基礎実務

開催日

2021年6月4日(金) 13:00～17:00

会場

アットビジネスセンター心斎橋駅前

オンライン受講

会場受講

※オンライン受講は「Deliveru」サイトよりご視聴いただけます。
参加方法の詳細は後日メールにてご案内させていただきます。

講師／野口&パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士

おおうら あやこ
大浦 綾子

<略歴>

2002年 司法試験合格。03年 京都大学法学部卒業。04年 弁護士登録。09年 米国ボストン大学ロースクール留学。10年 外資系企業にて企業内弁護士として勤務。11年 ニューヨーク州弁護士登録。法律事務所に戻り、企業での研修講師や経営側からの人事・労務問題の紛争解決の経験が豊富。

紛争がなく、皆が活躍できる職場づくりに貢献したという真摯な思いと、ソフトな語り口でありながら鋭い視点の指導が企業担当者から高い評価を得ている。

特色

労働時間に関わる法令は多岐にわたります。企業としては、法規制を正しく理解し、各職場での実労働時間の適切な把握に努めた上で、業務改善による労働時間短縮に取り組みなければなりません。社内で「労働時間を短縮せよ」という号令をかけるだけでコンプライアンスを実行できる分野ではありません。本セミナーでは、労働時間に関わる

法規制を解説するのみならず、これらを現場で遵守するための実務的ノウハウや、労働時間削減のヒントをお伝えします。これらの取り組みの成果として、職場の生産性の向上を目指していただくことが、本セミナーの狙いです。経営者の方、人事労務担当者の方の他、部下の労働時間管理を担う管理職の方にもお勧めのセミナーです。

カリキュラム

1. 労働基準法による時間外労働の上限規制

- (1) 3階建ての労働時間規制
- (2) 2階と3階を使うために36協定の完備が必要
- (3) 古い36協定を使いまわしていないか
- (4) 管理職が従業員代表になっていないか
- (5) 会社が従業員代表を指名していないか
- (6) 実労働時間が36協定に合致しているか

2. 過労死・過労疾患防止の観点からの長時間労働の削減

- (1) 働き方改革により管理職が長時間労働となっていないか
- (2) どれくらいの長時間労働が安全配慮義務違反となるか

3. 労働時間管理

- (1) 労基法遵守と過労死防止のために実労働時間の的確な把握が必須
- (2) そもそも何が労働時間か(着替、朝礼、移動、研修等の周辺時間の考え方)
- (3) 勝手な居残り・早出は残業時間になるか
- (4) 自己申告制を採用する場合の留意点
- (5) 30分未満の残業時間はカットして構わないか
- (6) 労働安全衛生法による「労働時間の状況の把握」は自己申告でかまわないか

4. 事業場外労働

- (1) 営業社員には残業代を支払わなくてよいか
- (2) テレワーク中は残業代を払わなくてよいか
- (3) 安全に事業場外労働を運用するノウハウ

5. 裁量労働制

- (1) 専門業務型と企画業務型の2種類がある
- (2) トラブル事例

6. 副業と労働時間

- (1) 労働時間が通算される場合と通算されない場合
- (2) 労働時間が通算される場合のリスク

7. 労働時間短縮のヒント

- (1) 掛け声だけでは労働時間は減らない
- (2) 徹底した業務改善
- (3) 残業が減っても収入が減らない仕組み
- (4) トップのメッセージ
- (5) 上司による積極的労働時間管理の推進

8. 質疑応答

受講料

会員…23,100円 一般…30,800円

*参加者1名様、消費税等・テキスト代を含む

会員の方：入会時にご選択いただきました「口座振替」あるいは「お振込み」のどちらかのお支払い方法になります。
一般の方：お支払いに関するご案内をお送りいたしますので、セミナー開催4営業日前までにお振込みください。
※キャンセルはセミナー開催2営業日前の17時までにご連絡ください。それ以降のキャンセルは、原則受講料全額をいただきます。

ご案内

1. 弊社HPよりお申込みください。 <https://www.rri.co.jp/seminar/onlinelive.html>
2. お申込みの締切は、セミナー開催6営業日前の17時です。
3. 会場受講の方は、感染症対策のため、マスクの着用、受付での検温、ソーシャルディスタンス確保へのご協力をお願いいたします。
4. 新型コロナウイルス感染拡大の影響、または、諸般の事情により、オンライン受講・会場受講の開催形態を変更、または中止とする可能性がございます。